

世界遺産 富士山



富士山—信仰の対象と芸術の源泉

Fujisan, sacred place and source of artistic inspiration



葛飾北斎／富嶽三十六景 神奈川沖浪裏(山梨県立博物館蔵)

神聖で荘厳な姿の富士山は、山域から山頂への登拝及び山麓の霊地への巡礼を通じて、富士山を居処とする神仏の靈力を獲得し、自らの擬死再生を求めるといった独特の性質を持つ富士山信仰を育み、また、海外の芸術家にも影響を与えた浮世絵など、多くの芸術作品に取り上げられてきました。

この信仰の対象・芸術の源泉である富士山は、世界でも高く評価され、第37回世界遺産委員会において世界遺産(文化遺産)に登録されました。(平成25年6月)

富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議

山梨県・富士吉田市・身延町・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町

静岡県・静岡市・沼津市・三島市・富士宮市・富士市・御殿場市・裾野市・清水町・長泉町・小山町

世界遺産

富士山—信仰の対象と芸術の源泉

富士山は、平成19年1月、ユネスコ(国連教育科学文化機関)へ推薦する世界遺産候補を記した我が国の「暫定リスト」に記載されました。それは富士山が、雄大さ、気高さ、美しさなどを基盤とし、信仰や芸術を生み出した山として、世界にふたつとない価値を持っているからです。

山梨・静岡両県及び関係市町村では、富士山を世界遺産(文化遺産)に登録するため、世界遺産の評価基準に基づいた富士山の価値の証明と、富士山を適切に保護・保全する方針を定めた保存管理計画の策定に取り組み、平成23年7月推薦書原案を文化庁に提出しました。同年9月、国において「富士山」を世界遺産(文化遺産)に推薦することを決定し、平成24年1月に日本政府がユネスコへ推薦書を提出しました。

その後、ユネスコの諮問機関イコモス(国際記念物遺跡会議)による現地調査などを経て、平成25年6月に開催された世界遺産委員会において世界遺産(文化遺産)に登録されました。

富士山と信仰

古より日本人は、噴火を繰り返す富士山を神が宿る山として畏れ、噴火を鎮めるために富士山の麓に浅間神社を建立しました。

噴火活動が沈静化する平安時代後期になると富士山は、日本古来の山岳信仰と密教等が習合した「修験道」の道場となりました。

12世紀前半に活躍した修行僧の末代上人は、山頂に大日寺を築きました。室町時代後半には、修験者とともに一般庶民も登拝するようになり、戦国時代に現れた長谷川角行が新たな富士山信仰を教義としてまとめたとされています。

角行の教えは弟子へと引き継がれ、江戸時代中期には「富士講」として関東を中心に大流行し、多くの人々が富士登山や富士五湖等の霊地への巡礼を行うようになりました。

明治になると女性の山頂登山も解禁となり、また鉄道や道路網の発達により多くの登山者が山頂を目指すようになりました。



けんぼんちやくしよくふじまんだら
絹本著色富士曼荼羅図
(富士山本宮浅間大社蔵)

室町時代の富士山への登拝の様子が描かれています。

このはなさくやめぞう
木花開耶姫像
(富士吉田市歴史民俗博物館蔵)

江戸時代頃より、富士山の神として信仰されるようになりました。



富士山の顕著な普遍的価値

評価基準(iii)

「富士山信仰」という山岳に対する固有の文化的伝統を表す証拠

富士山に住まうと考えられた神仏への信仰を起源として、火山との共生を重視し、山麓の湧水などに感謝する伝統が育まれました。その本質は、時代を超えて今日の富士登山及び巡礼の形式・精神にも確実に継承されました。

富士山とその信仰を契機として生み出された多様な文化的資産は、富士山が今なお生きている山岳に対する文化的伝統の類い希なる証拠であることを示しています。

評価基準(vi)

顕著な普遍的意義を持つ芸術作品との直接的・有形的な関連性

19世紀前半の浮世絵に描かれた富士山の図像は、近・現代の西洋美術のモチーフとして多用され、西洋における数多くの芸術作品に多大なる影響を与えたのみならず、日本及び日本の文化を象徴する記号として広く海外に定着しました。

富士山は、そのような顕著な普遍的意義を持つ芸術作品と直接的・有形的な関連性を持ち、日本及び日本の文化の象徴としての記号化された意味を持つ類い希なる山岳です。

Fujisan, sacred place and

富士山を 未来に 引き継ぐために

世界遺産登録のルールが記載されている「世界遺産条約履行のための作業指針」では、登録の条件として資産の価値を保護するために、確実な保存管理を担保する措置を講じなければならないとしています。富士山の持つ素晴らしい価値を保護し、確実に後世へ継承していくための方法や活用の方策について定めたものが「保存管理計画」です。

富士山は、山梨・静岡両県にまたがり、信仰や芸術に関わる文化財が広い範囲に点在しています。このため、これらの文化財を含む、富士山全体を一体のものとして保護・保全する方針や仕組みを示した保存管理計画を策定することが必要となります。この計画によって、私たちは、富士山をさらに世界遺産(文化遺産)としてふさわしい状態で、未来に引き継ぐことができるのです。



かつしかほくさい ふがくさんじゅうろっけい がいふうかいせい
葛飾北斎／富嶽三十六景 凱風快晴
(山梨県立博物館蔵)



よこやまたいかん ぐんじょうふじ
横山大観／群青富士 (静岡県立美術館蔵)

富士山はその美しい姿から、様々な創作活動の題材となってきました。8世紀に編纂された日本最古の歌集である『万葉集』にも、富士山が詠まれた作品があり、そのひとつでは、富士山を国の鎮めの神であり、宝であると詠んでいます。この時期立ちのぼっていた噴煙は、燃える恋の象徴として数多くの文学作品に描かれました。『竹取物語』『古今和歌集』『伊勢物語』などの古典作品をはじめ、松尾芭蕉や与謝蕪村の俳句、夏目漱石や太宰治の作品にも取り上げられています。

富士山を描いた最も有名な絵画としては、江戸時代に制作された浮世絵が挙げられます。浮世絵では、葛飾北斎が『富嶽三十六景』で、歌川広重が『不二三十六景』『東海道五拾参次』で様々な場所から見た富士山を描き、ゴッホやモネなど、印象派の画家にも影響を与えました。

近代日本画では、『群青富士』で知られる横山大観などが数多くの富士山の作品を残しています。

これらのことから、富士山には、芸術の源泉として世界遺産(文化遺産)にふさわしい価値があるといえます。

富士山と芸術

世界遺産登録の ための評価基準

富士山が世界遺産(文化遺産)に登録されたのは、富士山の持つ「信仰の対象」と「芸術の源泉」を中心とした文化的価値が、世界遺産委員会が定める「世界遺産条約履行のための作業指針」に規定された評価基準に適合しているからです。評価基準は全部で10あり、富士山には下記の基準が適合しています。

【富士山に適合する評価基準】

(評価基準iii) 現存するか消滅しているにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。

(評価基準vi) 顕著な普遍的意義を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある。

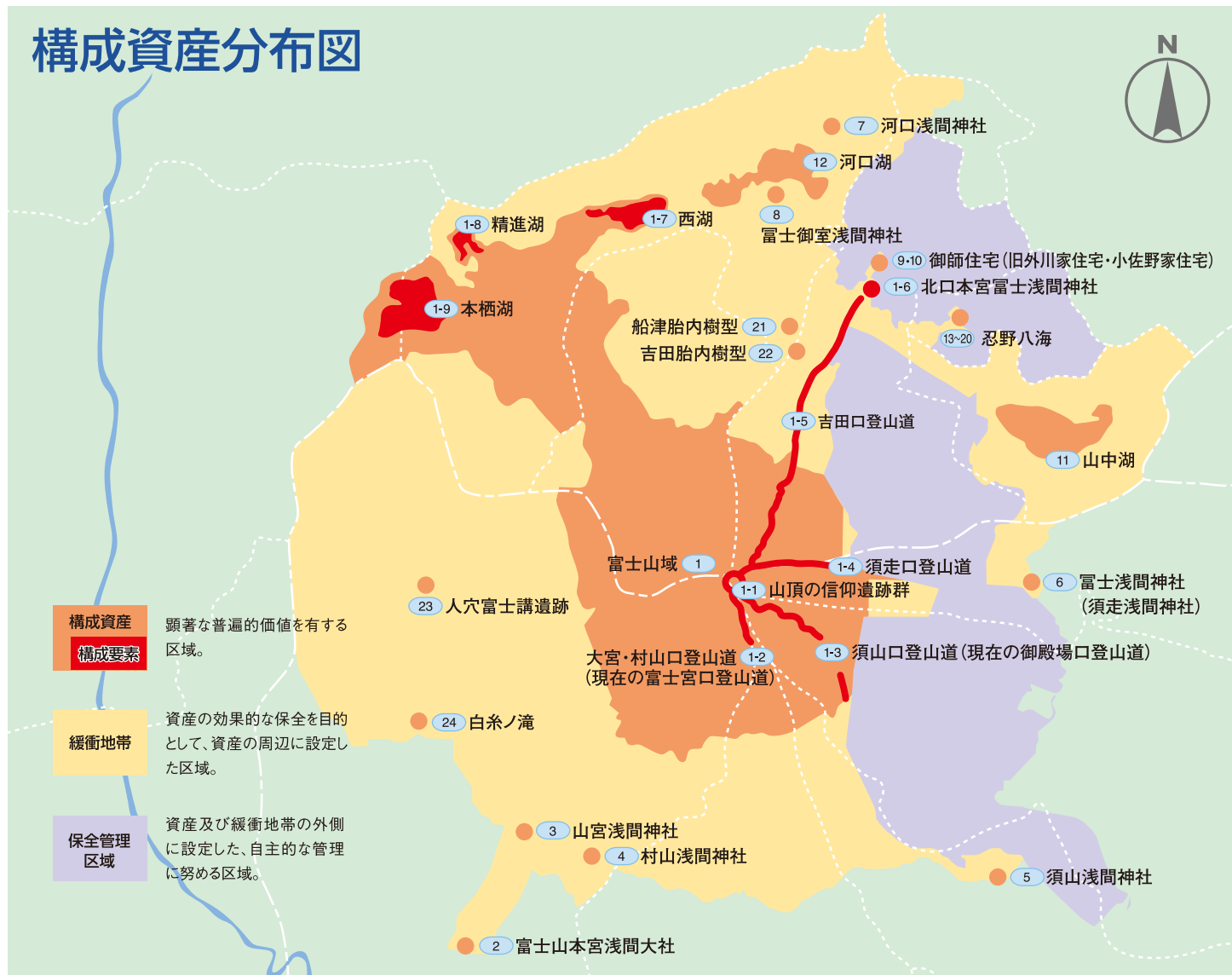
(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)

source of artistic inspiration

世界遺産 富士山-信仰の対象と芸術の源泉 [構成資産]

古より数多くの信仰と芸術を生み出した富士山に関わる文化財には、その山体だけでなく、周囲にある神社や登山道、風穴、溶岩樹型、湖沼などがあります。これらの文化財は、富士山の価値を構成する資産(構成資産/構成要素)として現在まで受け継がれてきました。ここでは世界遺産(文化遺産)としてふさわしい価値を有している富士山の構成資産/構成要素について紹介します。

構成資産分布図



1 富士山城 (静岡県・山梨県)

富士山の世界遺産(文化遺産)としての価値は、富士山が神聖で荘厳な景観をもとに「信仰の対象」と「芸術の源泉」になってきた点であると考えています。この富士山の価値にとって特に重要な地域(標高約1,500m以上)を資産範囲としています。その理由は有名な絵画に描かれた範囲が重なり合う部分にあたり、信仰の上では神聖性の境界のひとつであった「馬返」以上にあたるからです。この範囲の中には、浅間大神が鎮座するとされる八目目以上や、現在発行されている千円札等に採用された本栖湖からの景観が含まれています。



1-1 山頂の信仰遺跡群 (静岡県・山梨県)

山頂には、火口壁に沿って神社等の宗教関連施設が分布しています。富士山への登拝が開始されると、寺院の造営や仏像等の奉納が行われるようになり、山頂部における宗教行為が体系化されていきました。山頂において「ご来光(日の出)」を拝むことや、頂部を巡る「お鉢めぐり」の行為は、現代においても多くの登山者が行っており、これらを通じて富士山信仰の核心が現代にも確実に受け継がれています。

25 三保松原

◎構成資産／構成要素 一覧表

No.	名 称	県 名	国指定文化財の種別※
1	ふじさんいき 富士山城	静岡県・山梨県	特別名勝、史跡
	1-1 きんちょうのしんこういせきぐん 山頂の信仰遺跡群	静岡県・山梨県	特別名勝、史跡
	1-2 おみややまぐちとざんどう ふじのみやぐちとざんどう 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)	静岡県	特別名勝、史跡
	1-3 すやまぐちとざんどう ごてんぼくちとざんどう 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)	静岡県	特別名勝、史跡
	1-4 すばしりぐちとざんどう 須走口登山道	静岡県	特別名勝、史跡
	1-5 よしだぐちとざんどう 吉田口登山道	山梨県	特別名勝、史跡
	1-6 きたぐちほんぐうふじせんげんじんじや 北口本宮富士浅間神社	山梨県	史跡 本殿、西宮本殿、東宮本殿は重要文化財
	1-7 さいこ 西湖	山梨県	名勝
	1-8 しょうじこ 精進湖	山梨県	名勝
1-9 もとすこ 本栖湖	山梨県	名勝	
2	ふじさんほんぐうせんげんたいしや 富士山本宮浅間大社	静岡県	史跡 本殿は重要文化財
3	やまみやせんげんじんじや 山宮浅間神社	静岡県	史跡
4	むらやませんげんじんじや 村山浅間神社	静岡県	史跡
5	すやませんげんじんじや 須山浅間神社	静岡県	史跡
6	ふじせんげんじんじや すばしりせんげんじんじや 富士浅間神社(須走浅間神社)	静岡県	史跡
7	かわぐちあさまじんじや 河口浅間神社	山梨県	史跡
8	ふじおむろせんげんじんじや 富士御室浅間神社	山梨県	史跡 本殿は重要文化財
9	おしじゅうたく きゅうとがわけじゅうたく 御師住宅(旧外川家住宅)	山梨県	重要文化財
10	おしじゅうたく おさのけじゅうたく 御師住宅(小佐野家住宅)	山梨県	重要文化財
11	やまなかこ 山中湖	山梨県	名勝
12	かわぐちこ 河口湖	山梨県	名勝
13	おしのはっかい でぐちいけ 忍野八海(出口池)	山梨県	天然記念物
14	おしのはっかい おかまいけ 忍野八海(お釜池)	山梨県	天然記念物
15	おしのはっかい そこなしいけ 忍野八海(底抜池)	山梨県	天然記念物
16	おしのはっかい ちょうじいけ 忍野八海(銚子池)	山梨県	天然記念物
17	おしのはっかい わくいけ 忍野八海(湧池)	山梨県	天然記念物
18	おしのはっかい にごりいけ 忍野八海(濁池)	山梨県	天然記念物
19	おしのはっかい かがみいけ 忍野八海(鏡池)	山梨県	天然記念物
20	おしのはっかい しょうぶいけ 忍野八海(菖蒲池)	山梨県	天然記念物
21	ふなつたいないじゅけい 船津胎内樹型	山梨県	天然記念物
22	よしだたいないじゅけい 吉田胎内樹型	山梨県	天然記念物
23	ひとあなふじこういせき 人穴富士講遺跡	静岡県	史跡
24	しらいとのだき 白糸ノ滝	静岡県	名勝、天然記念物
25	みほのまつばら 三保松原	静岡県	名勝

※富士山は、文化財保護法以外に、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律を適用して保護しています。



1-2 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道) (富士宮市)
富士山本宮浅間大社を起点とし、村山浅間神社を経て山頂南側に至る登山道です。富士山では、12世紀前半から中ごろにかけての末代人の活動をきっかけに登山が開始されたと考えられています。その後、一般人の富士登拝も開始され、その様子は16世紀の作とされる『絹本著色富士曼荼羅図』に描かれています。資産の範囲は現在の富士宮口登山道の六合目以上です。



1-3 須山口登山道(現在の御殿場口登山道) (御殿場市)
須山浅間神社を起点とし、山頂南東部に至る登山道です。その起源は明確ではありませんが、記録では1486年にその存在が確認できます。宝永噴火(1707年)により、壊滅的な被害を受け、登山道の全体が復興したのは、1780年のことでした。資産の範囲は、現在の御殿場口登山道の標高2,050m以上と須山御胎内周辺(標高1,435~1,690m)です。



1-4 須走口登山道 (小山町)
富士浅間神社を起点とし、八合目で吉田口登山道と合流し山頂東部に至る登山道です。その起源は明確ではありませんが、登山道からは1384年の年号が入った懸仏が出土しています。18世紀後半に入ると、富士講を含めた多くの道者が利用しました。資産の範囲は、五合目以上です。



1-5 吉田口登山道 (富士吉田市・富士河口湖町)
北口本宮富士浅間神社を起点とし、富士山頂を目指す登山道。14世紀後半には参詣の道者のための宿坊も出来始め、大勢の人々が登るための設備が整うようになりました。富士講隆盛の礎を築いた食行身祿が、信者の登山本道をこの吉田口と定めたため、富士講の信者が次第に増加した18世紀後半以降は、最も多くの人々によって利用されています。



1-6 北口本宮富士浅間神社 (富士吉田市)

浅間大神が祀られていた遥拝所を起源とし、1480年には「富士山」の鳥居が建立され、16世紀半ばには浅間神社の社殿が整っていました。富士講とのつながりが強く、1730年代に富士講の指導者である村上光清の寄進によって建造物群の修復工事が行われ、現在にみる境内の景観の礎が形成されました。



1-7 西湖 (富士河口湖町)



1-8 精進湖 (富士河口湖町)



1-9 本栖湖 (身延町・富士河口湖町)

富士講信者の間では山麓の8つの湖沼を巡って水行を行う「内八海巡り」の行法が定着しました。巡礼地は時代によって変遷しましたが、いつの時代においても変わらずに水行の場として巡礼の対象とされてきたのが、西湖・精進湖・本栖湖を含む富士五湖でした。また、富士五湖の中でも、本栖湖は特に優秀な風致景観を誇ることから、多くの芸術作品の源泉ともなってきましたが、その中でも生涯にわたり富士山を追い続けた岡田紅陽が撮影した『湖畔の春』は、五千円札、千円札の図様に採用されました。



2 富士山本宮浅間大社 (富士宮市)

富士山を浅間大神として祀ったことを起源とする神社が浅間神社であり、富士山本宮浅間大社はその総本宮です。社伝によれば、山宮から現在地に遷座されました。9世紀ごろから信仰を集め、特に徳川家康の保護を受けて現在の社殿が造営されました。また、家康の寄進をきっかけに富士山八合目以上を御神体として管理しています。境内には富士山の湧水である「湧玉池」があり、かつては道者がここで登山前の水垢離を行いました。



3 山宮浅間神社 (富士宮市)

富士山本宮浅間大社の社伝によれば、富士山本宮浅間大社の前身で、日本武尊が創建したとされています。本殿に当たる場所に建物がなく、「富士山を望む遥拝所を設ける」という独特な形態は、噴火を鎮めるために山を遥拝していた古代の富士山祭祀の形をとどめていると推定されています。



4 村山浅間神社 (富士宮市)

12世紀頃に富士山の噴火が沈静化すると末代人など山中で修行する人々が現れました。これが発展し、14世紀初頭には富士山における修験道が成立します。この中心となったのが村山浅間神社(興法寺と呼ばれていました。)です。19世紀後半までこの修験者たちが大宮・村山口登山道を管理しました。



5 須山浅間神社 (裾野市)

須山口登山道の起点となったのが須山浅間神社です。社伝では日本武尊が創建したとされ、1524年には存在していたことが棟札により確認できます。1707年の宝永噴火により登山道を含め社殿も大きな被害を受けましたが、現在の本殿は1823年に再建されました。



6 富士浅間神社(須走浅間神社) (小山町)

須走口登山道の起点となる神社で、富士講信者が多く立ち寄り、33回を一つの区切りとする登拝回数等の記念碑が約70基残されています。社伝によれば、807年に造営したと伝えられます。宝永噴火(1707年)では大きな被害を受けましたが、1718年に再建され、修理を重ねながら現在に至っています。



7 河口浅間神社 (富士河口湖町)

9世紀後半に起こった噴火を契機に、北麓側に初めて建立された浅間神社であると伝えられています。浅間神社を中心とした河口の地は、富士登拝が大衆化した中世後半から江戸時代まで御師集落として発展を遂げました。現在も富士山と密接に結びついた宗教行事を行っています。



Fujisan, sacred place and



8 富士御室浅間神社 (富士河口湖町)

吉田口登山道二合目の地に9世紀の初めに建立されたという伝承があり、富士山中に最も早く祀られた神社であるとする文献もあります。本殿は1970年代に里宮の地にそのまま移設されましたが、修験や登拝といった様々な富士山信仰の拠点として位置づけられる二合目の本宮と、土地の産土神としての里宮が一体となって機能してきた神社です。



11 山中湖 (山中湖村)

これらの2つの湖沼は、富士山の火山活動によって形成された堰止湖で、5つの湖沼からなる富士五湖に含まれます。16世紀後半に長谷川角行が自筆したとされる文書には、角行自身が「水行」を行った湖沼として、山中湖、河口湖が挙げられています。1733年の「三十一日の御巻」においても、食行身禄は「内八海巡り」の巡礼地として8つの湖沼を挙げています。それらの8つの湖沼の中でも、いつの時代においても変わらずに水行の場として巡礼の対象とされてきたのが山中湖・河口湖を含む富士五湖でした。



12 河口湖 (富士河口湖町)



9・10 御師住宅 (富士吉田市) (旧外川家住宅・小佐野家住宅)

御師は、富士講信者が登拝を行うのに当たり、宿や食事を提供するなど一切の世話をするとともに、日常は富士山信仰の布教活動と祈禱を行うことを業としました。御師屋敷の多くは短冊状をなし、表通りに面して導入路を設け、敷地を流れる水路の奥に住宅兼宿坊の建物が建てられています。写真は旧外川家住宅です。

※10小佐野家住宅は非公開(富士吉田市歴史民俗博物館において模造復元住宅を見ることができます)



21 船津胎内樹型 (富士河口湖町)

1617年に長谷川角行が富士登拝した際、北麓に洞穴(船津胎内樹型指定範囲内に点在する小規模な溶岩樹型のひとつと考えられる)を発見し、浅間大神を祀りました。富士講信者によって、1673年には現在の船津胎内樹型が発見され、1892年には新たな「御胎内」として吉田胎内樹型が整備されました。洞内には木花開耶姫命が祀られています。

※22吉田胎内樹型の内部は一般公開されていません



22 吉田胎内樹型 (富士吉田市)



13~20 忍野八海 (忍野村) (湧池)

(出口池・お釜池・底抜池・銚子池・湧池・鏡池・濁池・菖蒲池)

富士山の伏流水による八つの湧水地で、富士山信仰に関わる巡拝地として八海それぞれに八大竜王を祀っています。富士登拝を行う道者たちはこの水で穢れを祓きました。長谷川角行が行った富士八海修行になぞらえ「富士山根元八湖」と唱えられた古跡の霊場と伝えられ、1843年に富士講信者によって再興されたとされています。



23 人穴富士講遺跡 (富士宮市)

「浅間大菩薩(富士山の神の名称の一つ)の御在所」と伝えられた風穴(溶岩洞穴)の人穴は、富士講の開祖とされる長谷川角行が16~17世紀に修行し、入定したと伝えられる聖地です。境内には、信者たちが建立した角行や先達等の供養碑や顕彰碑、登拝記念碑が約230基残されています。



24 白糸ノ滝 (富士宮市)

富士山の湧水が約200mにわたって噴出している白糸ノ滝は、16~17世紀、富士講の開祖とされる長谷川角行が修行を行った地とされ、富士講を中心とした人々の巡礼・修行の場となりました。



source of artistic inspiration



25 三保松原 (静岡市)

三保松原は『万葉集』以降多くの和歌の題材となり、謡曲『羽衣』の舞台にもなりました。また、15~16世紀以降は三保松原を手前に配した構図が富士山画の典型となりました。それらの絵画をはじめ多くの芸術作品を通じて三保松原は富士山を望む景勝地として広く知られています。

世界遺産登録はゴールではなく、富士山を守るための新たなスタートです。
世界の宝 富士山を後世に末長く引き継いでいくため、皆様のご協力をお願いします。

『富士山憲章』

富士山を国民の財産として、また、日本が世界に誇るシンボルとして後世に引き継いでいくため、山梨・静岡の両県で、平成10年11月に「富士山憲章」を定めました。

この富士山憲章に基づき、山梨・静岡両県及び関係市町村では、地域住民やNPO法人などと協力して、富士山の環境を保護する取組を推進しています。

1. 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
1. 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
1. 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
1. 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
1. 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

『富士山の日』

美しい富士山を後世に引き継ぐことを期する日として、山梨県では平成23年12月に、静岡県では平成21年12月に、それぞれ2月23日を「富士山の日」とする条例を定め、さまざまな取組を実施しています。

『富士山世界文化遺産両県県民会議』

山梨・静岡両県の「富士山の日」である平成24年2月23日に、行政と民間の力を結集する「富士山世界文化遺産両県県民会議」が発足し、平成25年の登録実現と将来にわたる富士山の価値の継承を期し、取組を進めてきました。

今後も、清掃、植樹、草刈りなど、富士山の価値の保護・保全に努めていきます。

詳細は、富士山世界文化遺産両県県民会議ホームページ(<http://www.3776fuji.net/>)をご覧ください。

富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議

山梨事務局 山梨県企画県民部世界遺産推進課(〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1)
TEL.055-223-1316 FAX.055-223-1781 E-mail:sekaiisan-sn@pref.yamanashi.lg.jp

静岡事務局 静岡県文化・観光部世界遺産推進課(〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6)
TEL.054-221-3746 FAX.054-221-2827 E-mail:sekai@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ <http://www.fujisan-3776.jp>